

公募型プロポーザル実施に係る実施要領（通知）

令和 5 年 9 月 12 日

佐世保市長 宮島 大典

公募型プロポーザルを行いますので、下記のとおり通知します。

記

1 業務名

佐世保市旧戸尾小学校地下壕地質解析等調査業務

2 業務期間

令和 5 年 10 月～令和 6 年 3 月 22 日を想定。

※ 契約締結日は令和 5 年 10 月中を想定。

3 業務概要（詳細は別紙 8 業務仕様書のとおり）

本業務は、佐世保市旧戸尾小学校の本格的な跡地活用にあたって、戸尾市場(戦中に掘削された防空壕等、グラウンド下の地下壕を店舗等として活用されてきたもの)を存続させた場合の跡地活用の立案に必要な検討資料を作成することを目的としています。具体的には、地下壕の安全性や健全性に対する独自基準を整理し、土地所有者や占有者の経常的な点検手法や、危険箇所への対応策等を明らかにするものです。

4 契約上限価格

本業務における契約額の上限は下記のとおりとし、提案額が下記の額を超過した場合は失格とします。

6, 600 千円（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加要件

本プロポーザルの参加要件は、下記の参加要件①～③のすべてに該当することとします。

参加要件①

- i 参加申請書および提案書等の提出期限の期日以前 6 か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していない者であること。
- ii 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査等を受け佐世保市へ入札参加資格審査申請書を再度提出し受理された者は、更生手続きの開始又は再生手続きの開始がなされていない者とみなす。
- iii 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。ただし、被補

助人、被保佐人又は未成年者であっても契約締結のために必要な同意を得ている者は、入札に参加することができるものとする。

- iv 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。

参加要件②

下記の区分ごとの要件すべてを満たす者

- i 公告の時点で本市に業者登録(物品、委託(役務)、工事、建設コンサル)があること(登録申請受理済も可とする。)。なお、市内・準市内・市外の別は問いません。
- ii 上記の要件を満たす場合でもあっても、役員が重複している法人は、いずれか1者の参加しか認められません。
- iii 過去に地方公共団体が発注した「地下壕の活用に向けた地下壕地質解析等調査業務(地質調査や目視・聞き取り調査等を踏まえた地下壕の健全性評価、地下壕の活用に向けた課題抽出と対応策の検討を一体的に実施した業務)」を受託した実績が1以上あること。これについては、提案書と共に 8 提出書類 (3) 参加要件を満たすことを証明する書類を提出してください。

参加要件③

- i 本事業に係る事業者(再委託先)は、参加要件①および参加要件② i、ii を満たす必要があります。

6 欠格要件

5 参加要件 参加要件①～③に該当していても、以下の欠格要件のいずれかの該当者は、本プロポーザルに参加できません。

欠格要件

- i 佐世保市業務委託契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置
- ii 佐世保市が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領に基づく指名停止措置
- iii 佐世保市物品の購入、修理及び売却並びに印刷物の製造に係る指名停止の措置要領に基づく指名停止措置
- iv 佐世保市が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づく各種契約等からの排除措置に基づく指名除外措置
- v 佐世保市建設工事暴力団対策要綱に基づく指名除外措置
- vi 佐世保市物品調達暴力団排除要綱に基づく指名除外措置
- vii 下請代金等の未払い業者等に対する入札参加規制に関する事務処理要領に基づく入札参加規制

7 参加資格の取り消し等

受託候補者となった後に欠格要件に該当することが判明した場合は、受託候補者の資格を取り消し、契約を締結しません。

8 提出書類

(1) 参加申請書

本プロポーザルへの参加希望者は、**別紙1「参加申請書」**を提出してください。

- i 提出期限は、令和5年9月29日(金)17時00分(必着)までとします。
- ii 郵送(配達記録があるもの)で提出してください(メール不可、持ち込み可)。
- iii 提出先は本通知の巻末を参照してください。
- iv 別紙1「参加申請書」を提出後、プレゼンテーション実施日前に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和5年9月29日(金)17時00分(必着)までに別紙2「辞退届」を提出してください。(メールで可)

(2) 提案書等

参加申請書と併せて、下記の要領にて提案書等を作成し、提出してください。

- i 作成要領及び提出部数については別紙3「提案書等の作成要領」とおりとします。
- ii 提出期限は、令和5年9月29日(金)17時00分(必着)までとします。
- iii 郵送(配達記録があるもの)で提出してください(メール不可、持ち込み可)。
- iv 提出先は本通知の巻末を参照してください。
- v 提案書作成及びこれに付帯する作業、プレゼンテーションに係る経費は提案者負担とします。
- vi 提出書類については、受領後返却いたしません。

(3) 参加要件を満たすことを証明する書類

本件は参加要件を事後審査する「事後審査型」とします。参加要件を満たすことを証明する書類として、下記の書類を**提案書と共に提出**してください。

- i 過去に国または地方公共団体が発注した「地下壕の活用に向けた地下壕地質解析等調査業務(地質調査等を踏まえた地下壕の健全性評価及び課題抽出・対応策の整理を行った業務。これらの業務を複数年に亘って別契約にて実施した場合も含む)」を受託した実績が分かる契約書の写し。
※受託実績については、本社や本市に登録がある支店・事務所以外の支店等の実績も含みます。
※契約書の写しは1契約のみ提出してください。

9 仕様書及び本通知への質問

- i 仕様書及び本通知への質問がある場合は、令和5年9月20日(水)17時00分(必着)までに別紙4「質問書」をご提出ください。期日以後の質問は受け付けません。
- ii いずれもメールにてご提出ください。電話等による対応は行いません。
- iii 質問に対する回答は、令和5年9月22日(金)17時00分までに佐世保市役所ホームページ(資料掲載ページと同一ページ内)に掲載いたします。個別の通知は行いません。
- iv メール宛先は本通知の巻末を参照してください。

10 プレゼンテーション審査

- i 実施予定日 令和5年10月13日(金)(予定)
- ii 参加事業者が多数の場合は、事前に書類審査を実施し、プレゼンテーション審査対象者を選定する場合があります。その際は、プレゼンテーション審査以降の日程を変更する場合がありますのでご了承ください。
- iii プレゼンテーション審査における**説明は、本業務の遂行にあたって、市担当者との協議の窓口を担う「主担当者」が実施**してください。質疑については、審査委員からの指定がない場合、参加者のどなたが答えていただいても結構です。
プレゼンテーション審査の実施方法は、対面での審査を予定しています。正式な審査方法や詳細な日時については、令和5年10月3日(火)17時00分(予定)までに別途通知します。

1 1 審査基準

- i 市職員で構成する審査委員会を組織し、審査を行います。
- ii 審査項目及び配点は別紙5「評価表」のとおりとします。
※委員1名あたり100点。(合計点:100点×7名=700点)
- iii 適正基準点は420点とし、合計点が適正基準点未満の場合は失格とします。
- iv 別紙5「評価表」に示す評価項目において、評価レベル1以下と評価された評価項目が1つでもあった場合は、原則失格とします。ただし、評価レベル1が1つのみである場合は、委員会において履行能力を判断し、可能と判断した場合は、この提案者を受託候補者とすることができません。
- v 適正基準点以上であっても、各委員の採点において6割未満の採点を行った委員が1人でもいる場合は、原則失格とします。ただし、委員会において履行能力を判断し、可能と判断した場合のみ、この提案者を受託候補者とすることができません。
- vi 参加事業者が多数の場合には、事前の書類審査を実施することがあります。その場合、別紙5「評価表」の大項目 5プレゼンテーション審査以外の項目を審査します。

1 2 採点方法

(1) 通常の採点

別紙6「選定方法」に示す算式及び乗率により算出し、合計点が適正基準点以上で最高位の提案者を受託候補者とします。ただし、下記「特例による採点」の基準に合致した場合は、これに示す方法により、受託候補者を決定します。

(2) 特例による採点

合計点が最高位の提案者と順位点の合計(各委員が該当する提案者につけた順位の数の合計をいう。)が最低位の提案者が一致しない場合(以下「ねじれの対象者」という。)は、ねじれの対象者について、それぞれの委員点の最高点及び最低点を除いた委員の得点の合計(合計点II)により最高得点となった提案者を受託候補者とします。

1 3 同点となった場合

(1) 通常の採点により同点となった場合

- i 順位点の合計(各委員が該当する提案者につけた順位の番数の合計をいう。)が最も少ない者を受託候補者とします。
- ii iによっても同点となる場合は、評価レベル5の数が多いものを受託候補者とします。
これによっても同点の場合は評価レベル4の数、これによっても同点の場合は評価レベル3の数により決定します。なお、評価レベル3によっても同点の場合はくじにより決定します。

(2) 特例による採点により同点となった場合

評価レベル5の数が多いものを受託候補者とします。これによっても同点の場合は評価レベル4の数、これによっても同点の場合は評価レベル3の数により決定します。なお、評価レベル3によっても同点の場合はくじにより決定します。

1 4 次点候補者の繰り上げ

受託候補者が契約を締結しなかった場合は、1回に限り、次点となった者を受託候補者とすることと

します。ただし、次点となった者の合計点が適正基準点未満であった場合は、繰り上げを行わないもの
とします。

1 5 提案者が一者の場合の取り扱い

提案者が一者の場合であっても、原則としてプレゼンテーション審査を実施します。

1 6 審査結果通知

令和 5 年 10 月 17 日（火）17 時 00 分（予定）までにメールにより通知します。

1 7 最終提案書

受託候補者は佐世保市担当者と協議を行い、協議内容を反映した最終提案書を作成してください。
なお、最終提案書の提出期限は、協議時に佐世保市担当者から通知します。

1 8 契約の締結

最終提案書の提出後 7 日以内（土日祝日を除く。）に契約締結を行います。ただし、契約締結には、
下記の契約保証金の納付、又は契約保証金の免除の要件のいずれかを満たす必要があります。

1 9 契約保証金

i 契約保証金について

契約の締結には契約保証金が必要です。契約保証金は、最終提案書の提出後 7 日以内（土日祝日
を除く。）に、佐世保市が発行した納付書により納付してください。なお、下記の契約保証金の
免除の要件に該当する場合は、契約保証金の免除をすることができますので、ご希望の方は佐世
保市担当者へ申し出てください。

ii 契約保証金の免除について

下記に該当する場合は契約保証金を免除します。契約保証金の免除の希望者は、最終提案書の提
出後 7 日以内（土日祝日を除く。）に下記の要件のいずれかを満たすことを証明する書類（保険
証書又は契約書の写し）を提出してください。

①実績による免除の場合の要件

下記の要件すべてを満たすことが必要です。

ア 過去 2 箇年の間に地方公共団体、独立行政法人又は国（公社及び公団を含む。）と種類及
び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、か
つ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。（いくつかの契約を合計
して同額以上となるものは認められません。）

イ 上記履行実績を証明する書類（契約書等の写し）を提出できること。

②履行保証保険への加入による免除の場合の要件

下記の要件すべてを満たすことが必要です。

ア 保険金の受取人を佐世保市長とすること。

イ 保険金が、契約総額（消費税及び地方消費税を含む。）の 10%以上であること。

ウ 保険証書の原本を佐世保市へ提出すること。

※履行保証保険は民間の損害保険ですので、佐世保市での斡旋等はありません。加入方
法等については損害保険会社へ直接問い合わせてください。

2 0 受託候補者資格の取り消し等

受託候補者となった後に欠格要件に該当することが判明した場合は、受託候補者の資格を取り消し、契約を締結しません。

上記に記載していない事項であっても、佐世保市の判断により問題があると判断した場合は参加資格の取り消しや、契約を締結しない場合があります。

2 1 情報の公開・非公開

情報の公開・非公開の取り扱いは、佐世保市情報公開条例（平成 13 条例第 4 号）の規定により判断するものとします。

2 2 プロポーザルに係る全体スケジュール

別紙 7 全体スケジュール のとおりとします。

ただし、参加事業者が多数の場合は、事前に書類審査を実施し、プレゼンテーション審査対象者を選定する場合があります。その際は、プレゼンテーション審査以降の日程を変更する場合がありますのでご了承ください。

以 上

〒857-8585
長崎県佐世保市八幡町 1-10
佐世保市企画部政策経営課
担当：平・山口
電話：0956-24-1111
メール：seisak@city.sasebo.lg.jp